

欧州議会、税関における知的財産権の権利行使に関する新規則を採択

2013年6月11日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会は、6月11日の本会議で、税関における知的財産権の権利行使に関する新規則を採択した。新規則は2014年1月1日から適用が開始される。

現在、EUの税関における知的財産権の権利行使については、2004年7月に発効した「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する2003年7月22日付欧州連合理事会規則(EC) No 1383/2003」(以下、「旧税関規則」)が適用されている。

旧税関規則の見直しを行った欧州委員会が、2011年5月に新規則案を公表して以降、EU理事会及び欧州議会との間の調整が行われていたが、本年3月にEU理事会の合意が得られ、欧州議会での採択を待つだけとなっていた。

新規則の主な特徴は以下の通り。

- 知的財産権の侵害が疑われる製品について、製品の所有者が廃棄に対する明示的な反論を行わなかった場合には、製品を廃棄することに合意したと見なされ、税関の措置を請求した権利者の同意のもとで税関が製品を廃棄することが可能である。
- インターネット販売によって増加している、小規模貨物として輸送される模倣品・海賊版のための簡素化された特定の手続が導入され、押収された製品を権利者の関与なく廃棄することが可能となる。
- 対象となる知的財産権の範囲が、商号、半導体製品の回路配置、実用新案、農産物以外の地理的表示にも拡大される。また、技術的保護措置を迂回する装置についても押収・廃棄の対象となる。
- 保管や廃棄の費用は、税関に請求された場合は、税関の措置を請求した権利者が負担しなければならない。しかし、侵害者等に補償を請求することは妨げられない。
- EUの税関領域を通過する医薬品については、税関が知的財産権の侵害のリスクを評価するに当たり、それらがEU市場に迂回してくる実質的な可能性(substantial likelihood)を考慮すべきことが規定される。
- 新規則は、旅行者の個人的荷物に含まれる非商業的製品には適用されない。

— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 —

[Customs to get better tools to enforce intellectual property rights](#)

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Customs: Commissioner Šemeta welcomes EP vote on Intellectual Property Rights Regulation](#)

[Customs enforcement of intellectual property rights - Frequently Asked Questions](#)

－ 新規則の条文は、以下参照 －

[Position of the Council at first reading with a view to the adoption of a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning customs enforcement of intellectual property rights and repealing Council Regulation \(EC\) No 1383/2003 \(PDF\)](#)

－ EU 理事会による新規則案の合意に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[EU 理事会、税関における知的財産権の権利行使に関する新規則案に合意（2013 年 3 月 13 日）\(PDF\)](#)

－ 欧州委員会による新規則案公表に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州委員会、税関における知的財産権の権利行使に関する規則案を公表（2011 年 5 月 29 日）\(PDF\)](#)

(以上)